

内部統制 >1

リコーグループは、「リコーウェイ」に込められた価値観に立脚して、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指した内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めています。活動の指針として「リコーグループ経営管理基本原則」を制定し、その中の「内部統制原則」に沿って活動を展開しています。

- 「グループマネジメントコミッティ(GMC)」を設置し、リコーグループ全体の経営監督およびグループ全体の経営に対し全体最適の観点で審議・意思決定を迅速に行う体制をとっています。
- 特に、内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンスについては、GMC内に「内部統制委員会」を設置して、活動方針の決定、発生事象の報告、および統制評価・是正を行っています。
- 「リコーグループ関連会社経営管理規定」を定め、統括機能として主管管理部門を設置し、リコーグループ各社の管理を行っています。
- リコーグループとして遵守すべき共通の規則については、グループ標準「リコーグループスタンダード(RGS)」として制定し、グループ全体で遵守するよう推進しています。
- 会社情報開示の正確性、適時性および網羅性を確保するために開示基本方針を定め、独立した機関として「開示委員会」を設置し、開示情報の作成プロセスを検証しています。
- 財務報告の信頼性の確保、業務の有効性と効率性の向上、企業活動に関連する法令・社内ルールなどの遵守の確認などを目的として統合内部監査(日本版SOX法監査、会計監査、業務監査など)を実施しています。
- 不正防止に関しては、リコーグループ版FRM(Fraud Risk Management)を展開し、統合内部監査でのチェックシートによる不正リスクの確認や、大量データから異常値を見つける手法およびツールを導入し活用しています。

コンプライアンス >2

コンプライアンスについては、一人ひとりが日常活動の中で法令・社内規則・企業倫理などを確実に遵守していくことが大切であると考えています。

日本国内では役員および従業員の行動原則を示した「リコーグループ行動規範」>3の教育を、eラーニングを用いてグループの全役員・従業員に対し毎年実施しています。また、海外のグループ会社においても、各国各社にあった形で教育を実施しています。

コンプライアンスに関する各組織ごとの推進状況については、統合内部監査で確認しています。

腐敗防止への取り組み

リコーグループでは、腐敗防止に関して「リコーグループ行動規範」において基本的な考え方を定め、役員および全従業員への浸透を図ってきました。2013年には、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)や英国贈収賄禁止法(Bribery Act 2010)など企業による不正な取引を防止するための法律により適切に対応するために、RGSとして「リコーグループ贈収賄防止規定」を制定しました。また、リコーグループの取引先>4による贈賄防止を目的とした、取引先様用「リコーグループ贈収賄防止ガイドライン」>4も併せて制定しました。

内部通報制度

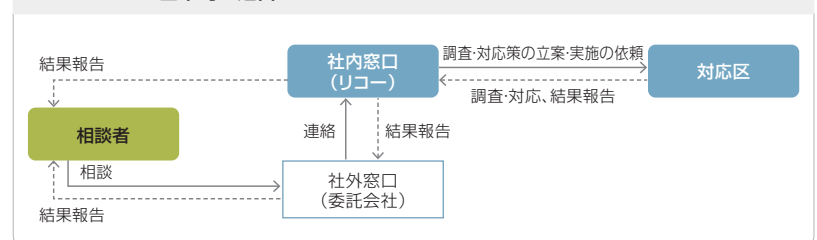
日本国内のリコーグループ全役員・従業員が利用できるリコーグループの通報・相談窓口「リコーグループほっとライン」を、2003年4月から設置しています。初期受付窓口は社外に設置し、利用者が相談しやすいよう、受付時間や受付手段についても継続して見直しを行っています。



1 取引先

「リコーグループ各社の利益のため」または「リコーグループ各社に代わって」サービスを遂行いただくリコーグループ外の組織または個人を指します。

ほっとラインの基本的な運営フロー



詳しくはWEB

- 内部統制 jp.ricoh.com/governance/system.html
- コンプライアンス jp.ricoh.com/governance/compliance.html
- リコーグループ行動規範 jp.ricoh.com/csr/vision/code_of_conduct.html
- リコーグループ贈収賄防止ガイドライン jp.ricoh.com/governance/trm/pdf/bribery3rd.pdf

この他にも、国内・海外の主要各社が、自社内に通報・相談窓口を設置して運用しています。また、内部通報制度の周知状況を内部監査実施時に確認しています。

運用においては、通報・相談したこと自体を理由とした不利益な取り扱い、報復措置の禁止を定めて、通報者保護を図っています。

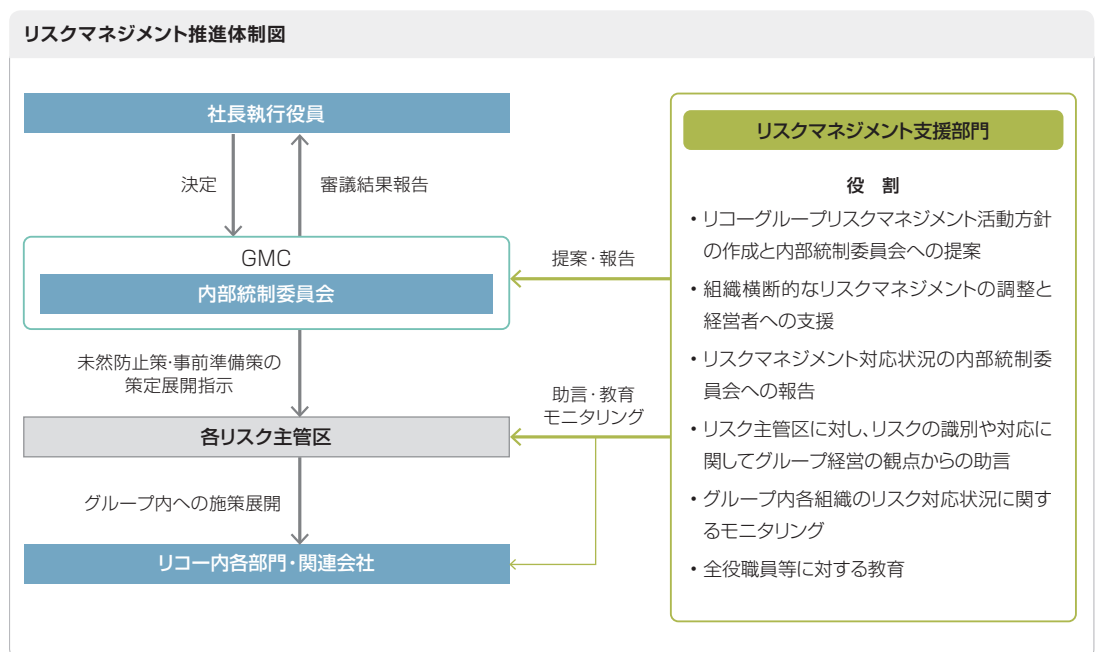
リスクマネジメント >

トータル・リスク・マネジメント (TRM)

「リコーグループ経営管理基本原則」に定めた「リスクマネジメント原則」に基づき、GMC／内部統制委員会が決定した経営リスクごとに、その推進展開責任区としてリスク主管区を設定し、リコーグループの事業執行・日常業務の遂行の中におけるリスク管理を徹底しています。また、リスクマネジメント支援部門を設置し、経営者、リスク主管区、グループ内各部門に対する各種サポートを行っています。

リコーグループ内でリスクマネジメントが効率的に推進されるよう、グループ標準(リコーグループトータルリスクマネジメント基本規定)を定め、「関連会社リスクマネジメント実施の手引き」を使用して主要関連会社に説明しています。

また、発生する事象、発生要因、予防策と事前準備、発生後の対応を盛り込んだ「リスク管理台帳」をリスクごとに作成しています。それに基づいて、毎年度優先度によって実施事項を選定し、計画立案、推進、報告を行っています。



 詳しくはWEB

 リスクマネジメント jp.ricoh.com/governance/risk.html

重点経営リスク／経営リスク／部門リスク

リコー内の各部門・グループ各社が管理する「部門リスク」、発生時に人命や社会への影響、被害金額が大きい「経営リスク」、「経営リスク」のうち、当該年度に重点をおいて取り組む「重点経営リスク」に分類して、重要度に応じたリスクマネジメントのPDCAを回しています。

経営リスクの選定/見直し

世間動向、事件・事故発生などの外部要因や事業構造変化などの内部要因をもとに、グループの経営に重大な影響をおよぼす可能性のあるリスクについて、その発生の「頻度」と「影響度」のリスク値を算出し、2次元リスクマップを作成して経営リスクを決定しています。この見直しは毎年、事業計画策定期間にあわせて行っています。

重点経営リスク

2018年3月期は、以下のようなリスクについて重点的に対応しています。

主なリスク

1. 新しい事業分野に参入する際/新しい事業形態に変わる際に考慮すべきリスク
2. 粉飾決算/経理の不正
3. 従業員による資産の不正流用・横領
4. 重要品質問題
5. 雇用関連コンプライアンス違反
6. ハラスメント問題
7. 製品の長期供給遅れ/停止
8. 不正な手段でリコーグループが持つ重要情報資産への改竄、盗用、削除等が行われるリスク

事件・事故発生時の対応

リコーグループでは、国内外の全関連会社を対象としたリコーグループ標準“インシデント発生時の対応標準”を制定しています。リコーグループの企業活動に悪影響をおよぼすインシデントの発生があった場合、発生区から各インシデントごとの主管区を通し、“TRMインシデント”として速やかに株式会社リコーの社長、内部統制担当役員、事案に関係する役員、監査役等に報告し、社長方針に基づく対応お

よび再発防止を講じる仕組みを構築しています。また、これらTRMインシデントについては、直近の半年間に発生したインシデントの概要およびその対応、再発防止策等とインシデント区分別の発生件数の推移について、半年ごとにGMCおよび取締役会に報告しています。GMCおよび取締役会では、その報告内容を参考にして、経営リスクを毎年見直しています。2018年3月期は、経営リスクとしてソフトウェア著作権違反を追加し、リスクマネジメントのPDCAを回しています。

報告されたTRMインシデントのうち、コンプライアンス関連事案(GRI G4 SO5の(a)に合致したものの)の発生件数は、2015年3月期19件、2016年3月期16件、2017年3月期17件でした。

その中でも外部への発表を要する重大な法令違反▶1、事件・事故として2016年3月期、リコーグループでは、インドでの不適切会計処理が1件発生しております▶2が、2017年3月期は発生しておりません。リコーインドの状況に関してご報告が必要な場合はWebサイト等で速やかに報告いたします。

当社は今回の事態を真摯に受け止め、海外子会社におけるガバナンス、内部統制の有効性に関して外部専門家による検証結果も踏まえて、海外子会社への内部監査の強化など再発防止策を順次策定・実施しています。

事業継続計画(BCP)

リコーグループでは「万が一の大災害や事故」が発生した場合に、それによる被害を最小限に抑え、事業をすぐに復旧し継続できるようBCPを構築しています。

リコーグループのBCPでは、計画そのものに加え、実施・運用、教育・訓練、是正・見直しを含めた事業継続マネジメント(BCM)の範囲で対応しています。

現在、「新型インフルエンザ」と「国内広域災害」に対するBCPをグループ共通のものとして運用しています。



- 1 重大な法令違反の判断基準**
リコーグループでは、以下の4項目を“重大な法令違反”として判断する基準としています。
- 1) GRI(Global Reporting Initiative)の報告要求事項SO5の(b)～(d)に合致したものの
 - 2) 東証の重要事実一覧表の決算情報の重要基準に合致したものの
 - 3) 行政の指導を受け、弊社もしくは当局のHPに開示したものの
 - 4) その他弊社内部統制委員会において開示が必要と判断したものの

詳しくはWEB

▶ リコーインドの不適切会計処理 jp.ricoh.com/governance/risk.html